

平成 30 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

2019 年 5 月 15 日

国立大学法人福岡教育大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 平成 30 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約においては、「赤間団地、吉武団地で使用する電気」及び「附属学校 3 地区で使用する電気」の 2 件について、環境配慮契約法に基づき裾切り方式を採用した入札による契約を締結し、供給を受けた。

なお、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約、⑤建築物に係る契約、並びに⑥産業廃棄物の処理に係る契約については、該当する案件はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進や、環境物品等の適切な調達に努めた。